

# 平成29年度後期から 若者の技能検定受検料が減額されます

山梨県では、平成29年度後期技能検定より、若者を対象とした受検手数料の減額を、以下の内容で計画しています。

今後の具体的な決定事項は、県や当協会ホームページ等で情報提供を行いますので、ご確認ください。

1. 実施時期 平成29年度後期技能検定から
2. 対象者 実技試験2級又は3級を受検する35歳未満の方
3. 減額内容 実技試験受検手数料から最大9,000円の範囲内  
(学生受検者については、現在の金額より減額)

※ 35歳未満とは、実技試験日が属する年度の4月1日時点で35歳に達していない方になります。

※ 入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格に該当する方は減額対象外です。

※ 技能五輪山梨県大会のみの申し込みは減額対象外です。

※ 平成30年度以降は変更される場合があります。